

## 論文審査の結果の要旨

### 論文題名

日本におけるフィルムアーカイブ活動の歴史に関する研究

### 論文審査の要旨

映画フィルムの収集、保存及びアクセス提供等の活動は、フィルムアーカイブ活動（Film Archiving）と称され、通常フィルムアーカイブと呼ばれる機関を拠点に行われる。日本におけるこの領域は、その専門職員であるフィルムアーキビストが育成されず、また国立のフィルムアーカイブが必ずしも十分に整備されないなど、欧米諸国に比べて遅れをとってきた。近年では様々な観点から研究が行われるようになったものの、なぜ、どのようにして現在の状況に至ったのかという全体の鳥瞰を得られない状況にある。本論は、日本における映画の草創期から現代までのフィルムアーカイブ活動に関する諸事象を対象とし、国内外の関連諸機関との関係に注目しながら具体的に考察することを通して、通史的理解を構築し、新たな展望を拓こうとするものである。

序章では、視聴覚アーカイブ活動の理論と実践等に関し、レイ・エドモンドソン、岡島尚志、パオロ・ケルキ・ウザイ等の研究に依拠しながら、専門用語、基本的概念、フィルムアーカイブ活動の歴史について整理する。そこでは、1980年、ユネスコ「動的映像の保護及び保存に関する勧告」が、「動的映像（Moving Images）」を「支持物に記録された映像の連続であって、音声を伴い又は伴わず、映写されたときに動的印象を与え、かつ、公衆への伝達若しくは頒布の意図をもち、又は記録を目的として製作されるもの」と定義した上で、「人類の貴重な文化遺産」であることを訴えたこと、日本では国立唯一の映画フィルムの収集・保存機関である東京国立近代美術館フィルムセンター（NFC）が明確な設置根拠を持たないまま美術館の一部門に位置付けられてきたこと、1910年から2011年までに製作された日本劇映画の同センターにおける残存率が16%に満たないほど低い水準にあること等が確認される。なお、文書を中心とする「アーカイブズ」は資料自体と保存利用機関の両方を意味するが、「フィルムアーカイブ」は施設／機関のみを意味するとされる。

世界における「映画フィルムの完成と初期フィルムアーカイブの形成」は第1章で検討される。すなわち、1889年、コダック社（アメリカ）がロール式ナイトレートフィルムを開発したことによって動的映像である映画が誕生する経緯、そして1898年、ポーランド出身のボレスワフ・マトウシェフスキ「歴史の新しい情報源：歴史的な映画のための保管場所の創設」がフィルムアーカイブの創設を初めて提案したこと等を述べる。マトウシェフスキは、アマチュアによるものを含め日常の何気ない記録映画でさえもが一定の年限を経ることにより歴史的記

録に変容するとして、映画がもつ「歴史の証人としての記録機能」を提唱するとともに、フランスの国立図書館や国立公文書館などに映画フィルムを収集するよう訴えかけ、それを充実させた後にフィルムアーカイブを分離独立させるという計画を立てた。またフィルムアーカイブは、評価選別や保存年限の決定等に権限をもつ審議委員会をもち、「長期保存用原版」と「閲覧用プリント」を区別して取り扱うべきだという新しい考え方も提案した。この構想は直接には実現しなかったが、1913年には「デンマーク国立映画と声のアーカイブ」、1919年には「オランダ国立中央フィルムアーカイブ」が創設され、ヨーロッパ諸国に初期のフィルムアーカイブが設置されていった。さらに、国境を越えたフィルムアーカイブのネットワーク構築を呼びかけた国際教育映画協会（IECI、1928年～1937年）、1938年の結成から現在に至るまでこの領域の維持・発展を支えてきた国際フィルムアーカイブ連盟（FIAF）が活動を開始したことが述べられる。

日本の胎動期を扱う第2章「戦前から戦中にかけての日本における映画フィルムをめぐる状況」では、内務省による映画統制と、文部省による映画振興を両輪として「映画国策」が進められたことを述べる。日本におけるフィルムアーカイブの原形は、1927年、大阪毎日新聞社が開設した「大毎フィルム・ライブラリー」であり、IECIを通して世界に紹介されるとともに、海外のフィルムアーカイブ情報を日本にもたらした。内務省、文部省及び厚生省は欧米各国の「映画国策」を参考にして「映画法」（1939年）を制定し、同年、映画保存を扱った同法第11条により田坂具隆監督『土と兵隊』を初の保存映画に指定するなどした。文部省は「映画法」の延長上で国立フィルムアーカイブを設立することを検討していたものの実現しないまま敗戦を迎え、映画保存に関し大きな成果を上げることができなかつた一方、後の時代の映画復元を支えるフィルムの製造や現像の技術基盤は、1934年に映画フィルムの国産化を成し遂げた富士写真フィルム社等においてこの時期に築かれたとする。

第3章「映画フィルムの網羅的収集の不成立とその影響」では、連合軍占領期に焦点をあて、なぜ日本においては映画の法定納入が実現しなかったのかを中心に考察する。日本映画は戦前の「映画法」から解放されたものの、引き続き連合軍最高司令官総司令部（GHQ）による厳しい検閲を受けることとなり、没収された映画フィルムの焼却処分も行われた。1948年2月には文化財保存の観点から映画フィルムも法定納入の対象とした「国立国会図書館法」が公布・施行されたが、当時使用された燃えやすく自然発火や爆発の可能性もあるナイトレートフィルム収集への危惧や、納入に際して小売価格の半額程度を支払う「代償金」が高額になること等を理由に収集は行われず、1949年の同法改正時、附則によりその義務が事実上免除された。このため、映画フィルムの収集・保存先は1952年に開館した国立近代美術館（後の東京国立近代美術館）に併設されていたフィルム・ライブラリーに期待を寄せるほかなかった。当初わずか数本の美術映画を所蔵していたに過ぎなかったが、法的根拠ももたないまま日本映画の収集・保存拠点となり、それゆえ網羅的な収集保存体制が実現しなかったとする。

第4章「川喜多かしこによる戦後日本の〈映画保存運動〉」では、戦前から洋画配給会社の副社長として活躍していた川喜多かしこが主導した〈映画保存運動〉とその成果について取り上げる。川喜多は戦後のロンドン駐在時に国立フィルムアーカイブの果たす役割を知り、〈映画保存運動〉に開眼し、1956年には個人でFIAF会議に参加し、後には同副会長に選出され活

躍した人物である。帰国後は国立近代美術館の小規模なフィルム・ライブラリーを欧米の国立フィルムアーカイブの水準に引き上げることを主目的とし、1960年に民間団体「フィルム・ライブラリー助成協議会」を創設する。同協議会は、国内映画会社と交渉してフィルム・ライブラリーの所蔵本数を増やし、国外のフィルムアーカイブに残存する日本映画の返還を促進した。その成果は、フィルムアーキビストの育成にまでは及ばなかったが、1970年に東京国立近代美術館本館からフィルム・ライブラリーを分離させてフィルムセンター（NFC）に改めたほか、1986年には日本初の映画フィルム専用収蔵庫をもつ同センター相模原分館を開設させた。このような〈映画保存運動〉は各所に波及し、地方公共団体による初めての公共フィルムアーカイブとなった広島市映像文化ライブラリー（1982年）、京都府京都文化博物館（1988年）、川崎市市民ミュージアム（1988年）及び福岡市総合図書館（1996年）がいわゆるフィルムアーカイブ部門を含んで誕生し、いずれも恒常的な人員不足に悩まされながらも、地域の公共フィルムアーカイブとして活動することになったことを描き出す。

1950年代の国立近代美術館フィルム・ライブラリーは100本程度の映画フィルムしか持たなかったが、フィルムセンターへの改組等を経るなかでコレクション構築をしていった過程を第5章「失われた日本映画の発見、復元、上映」で補足的に考察する。1967年以降に米国議会図書館は接收した映画フィルムを含め日本映画を約1,400本、そしてロシアの国立フィルムアーカイブ（ゴスフィルモフォンド）は1995年以降に約350本の作品を日本政府に返還した。これらは戦時下の日本映画の空白を埋める重要なコレクション構築事業となった。加えて収集家からの寄贈や国内外における幻の日本映画の発見が次々と大きな話題となり、さらにそれらがオリジナルの形態に可能な限り近づける方法により復元され、映画祭の場などで上映されることを通して、フィルムアーカイブや現像所の知識・技術が次第に磨かれ、かつ地道なフィルムアーカイブ活動の成果が一般の人々に知られるところとなった。これらを通して、フィルムセンター（NFC）のコレクション数は2015年現在7万本を超え、公共フィルムアーカイブの収蔵施設、コレクション規模及び復元技術に限っては欧米の水準にまで成長したとする。

第6章「文化遺産としての映画とデジタル時代の〈映画保存運動〉」は、デジタル技術がフィルムアーカイブ活動に及ぼした影響について論じる。序章でみたユネスコ勧告は、映画フィルムが文化遺産の範疇に含まれるものであり、それらを原形のまま守り残していく必要があることを社会に示した。ユネスコ「世界記憶遺産」プログラムでは2015年現在16件の映画フィルムが登録されており、米国議会図書館でもナショナル・フィルム・レジストリー制度によって、既に600本以上が文化的、歴史的、芸術的に重要な映画として登録され、保存されてきた。日本では残存する最も古い映画『紅葉狩』他2本が国の重要文化財に指定されており、やはり映画のオリジナルの形態を尊重している。ところが2012年3月で製作・上映用の映画フィルムの生産を停止した富士フィルム社に象徴されるデジタルシフトによって、映画フィルムの復元に欠かせない現像技術や従来の上映環境は存続の危機に直面することとなった。このようなデジタル時代にフィルム映画の文化的・社会的価値を広く訴えるためには、文化財として適切にかつ体系的に位置付けること、映画フィルムを調査研究し、原形を尊重する方針を堅持すること、旧作へのアクセスをデジタル化により改善するとともに、デジタル技術により生み出された新作映画の収集・保存・利用提供にも着手することが必要であるとする。

終章では、日本のフィルムアーカイブ活動を現在までの歴史の連続性の中で捉える。戦前の「映画国策」による映画の地位向上の施策は敗戦により途絶え、戦後は法定納入制度から映画フィルムが除外されたが、それでも川喜多かしこの〈映画保存運動〉に代表される民間の力が国の映画政策を徐々に動かし、フィルムアーカイブ活動が段階的に発展してきたことを確認する。またこの領域に残された課題として、法定納入の再定義と開始、ナイトレートフィルム等の収蔵環境の改善、及びフィルムアーキビストの育成を挙げる。こうした課題に着手し克服するため国の政策を動かす力は、本論でみた歴史が示す通り、我々自身が明確な歴史理解と適切な将来展望をもって新たな〈映画保存運動〉に取り組むことによりもたらされる。そしてフィルムアーカイブが社会に欠かせない文化遺産の一領域となるためには、映画フィルムを科学的研究により原形のままだに永く保存するとともに、デジタル情報技術を駆使してコレクションの一層の利活用を推進することが必要である。そのとき映画フィルムは本領を発揮し、様々な研究領域にかけがえのない貢献をする〈アーカイブズ〉として活用されることになることと結ぶ。

本論文は、映画フィルムの保存・復元等の技術をもつ現職のフィルムアーキビストによって提出されたものであるが、技術論はむしろ脇に置かれた。代わりに日本におけるこの領域の人物、団体、国際的交流、政策、情報環境等を細密に分析し、各時代の相互に関連する動向と、人間と場が移り変わりながらも時代を超えて連続する力が生み出されてきたこと、そして一定の限界に直面しながらもフィルムアーカイブ活動が段階的に発展してきたことを大きな視野から論じた。審査員一同は、この課題設定、分析・検討、考察、結論を一致して高く評価した。

一方、叙述に用いられた資料の選択や解釈は、歴史の評価だけでなく現代のフィルムアーカイブ活動にも微妙な影響を与えるのであり、より一層の精査・検討の余地があること、大きな影響を及ぼした人物・団体等のアーカイブズ資料を探索、特定、保存及び活用して本論をさらに深く掘り起こすこと等が、今後の課題として存在することが指摘された。

これらは本論文の価値を減じるものではなく、審査員一同は、本論文が「博士（アーカイブズ学）」の学位を授与するにふさわしいものであると、全員一致して認めた。

論文審査委員：主査 保坂 裕興 教授

安藤 正人 教授

入澤 寿美 教授

岡島 尚志 特別非常勤講師

(東京国立近代美術館フィルムセンター主幹)